
リモートワーク推進企画運営業務委託仕様書



新潟県南魚沼市

1 業務名

リモートワーク推進企画運営業務委託

2 業務の目的

南魚沼市におけるリモートワークの促進を図り、市内経済の活性化と関係人口を増加させること及びリモートワーカーと市内民間事業者をビジネスマッチングさせ、ICT技術を活用した仕事を創出することを目的とする。

3 業務実施場所

南魚沼市内ほか

4 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

5 業務委託の内容

本業務は次に掲げる内容について、リモートワークの促進に関する業務を委託する。

(1) 情報収集

委託者が提供する南魚沼市内のテレワーク可能施設の場所および情報を記した電子地図情報のブラッシュアップ及び情報の更新を行うこと。

(2) 企画運営

(1)の電子地図情報を活用し、リモートワークを実施しようとする者と市内事業者や関係者との交流を促進するプラットフォームを構築し、又は既存のプラットフォームを活用し、本事業の目的のために運営すること。

(3) 情報発信

上記(1)(2)に関する情報発信を適切な媒体を選定し効果的に行うこと。

(4) その他

本事業の目的を達成するにあたり、効果的な業務があれば独自提案を可能とする。ただし、当該経費はすべて委託料に含む。

6 実績報告、成果物

- ・本業務実施後は事業に係る成果や課題について、速やかに分析し報告すること。
- ・本事業の実績報告書を書面の形で令和6年3月31日までに提出すること。

7 業務の実施について

- (1) 本業務は本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は業務の実施にあたって関係法令及び条例を遵守すること。また、本事業に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。

-
- (3) 受託者は業務の実施にあたっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること
 - (4) 受託者は業務の進捗について、発注者と綿密な協議を行いながら進めること。
 - (5) 受託者は本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
 - (6) 受託者は本委託業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ発注者に書面により報告し、発注者の承認を得ること。ただし、企画提案書に記載されているものについては、この限りではない。
 - (7) 本仕様書に定めのない事項や、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
 - (8) 受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む）は、本市に無償で譲渡するものとする。
 - (9) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
 - (10) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、既存及び盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。